

研究活動行動規範

インテグリカルチャー株式会社（以下「当社」という。）は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（2013年1月25日改訂）<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>に準拠し、当社の研究活動の信頼性および公正性の確保を目的として、当社において研究者、技術者、開発者等、研究に携わるすべての者（以下「研究者」という。）およびこれを支援する者（以下「事務職員等」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

第1条 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

（研究者の姿勢）

第2条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

第3条 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。ここでいう自然環境とは、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境宣言」における、大気、水、大地、動植物および特に自然の生態系の代表的なものを含む地球上の天然資源を含む。

（社会的期待に応える研究）

第4条 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。またそれらの解明、達成には、代替法等を積極的に活用し、それがない場合にはそれらの開発を進める。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

第5条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、関連学会等でその結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

第6条 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたって、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

第7条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備および教育啓発の徹底)

第8条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティおよび自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力を得るように努める。

(研究対象などへの配慮)

第9条 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物実験等は科学的合理性に基づくとともに、「動物の愛護及び管理に関する法律」等の法令を遵守し、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第68号）」に明文化された動物実験の国際原則である「3R (Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること、Refinement：その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってすること)」の実践に最大限に配慮する。

(他者との関係)

第10条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

第11条 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

第12条 研究者は、客観的で科学的な根拠に基づいて研究を行い、公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論および政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性および見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

第13条 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政

策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

第14条 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令、関係規則を遵守する。

(差別の排除)

第15条 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、国籍、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第16条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究活動を支援する者の責任)

第17条 事務職員等（研究者を除く者）は、研究者の研究活動を支援するにあたって、この規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正行為を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。